

7. 有明アリーナの計画の目的及び内容

7.1 目 的

有明アリーナは、東京2020大会において、オリンピックのバレーボール、パラリンピックの車椅子バスケットボール（決勝）会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設としていくことを想定している。

本事業は、東京2020大会及び後利用の施設整備のため、有明アリーナの新設を行うものである。

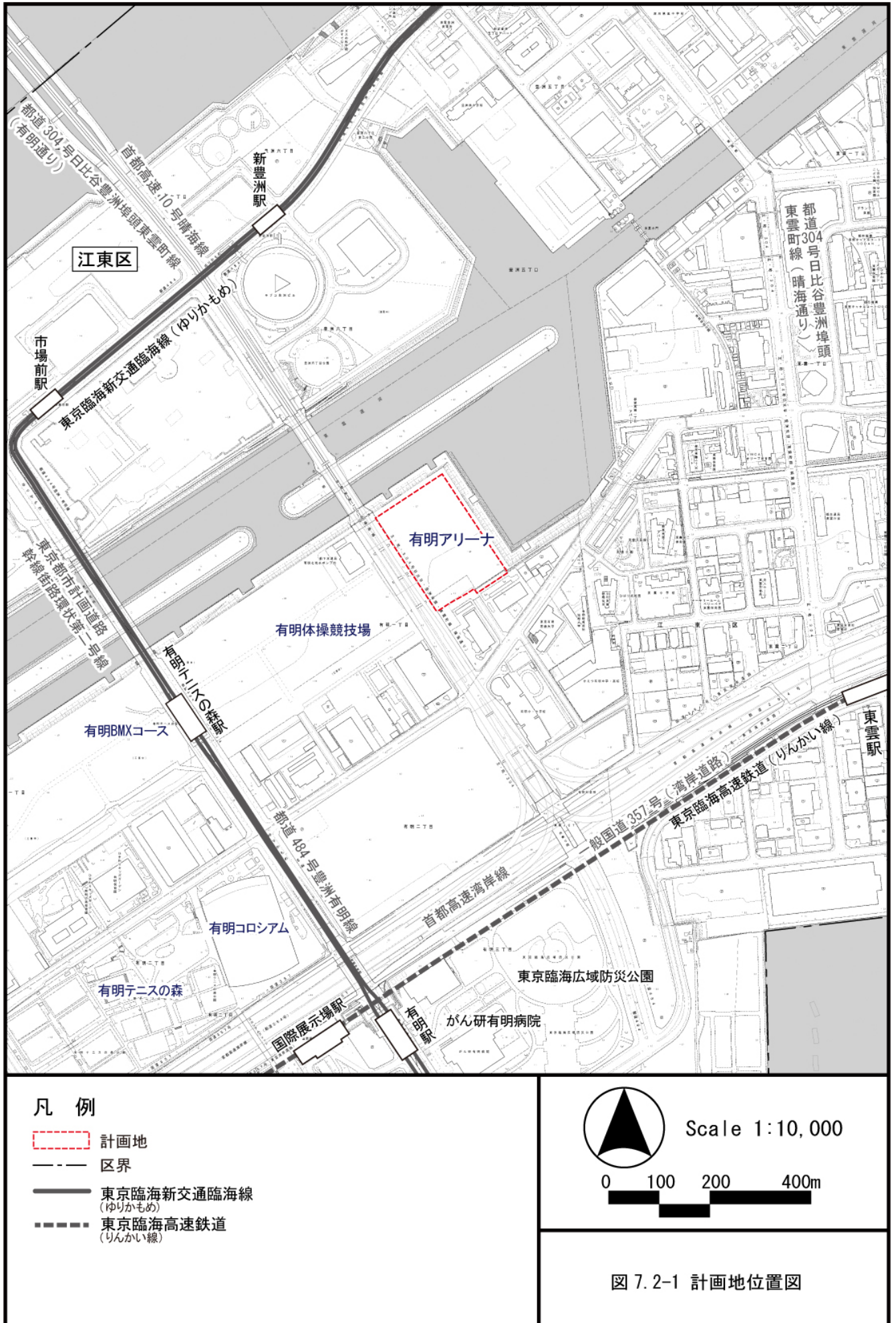
7.2 内 容

7.2.1 位 置

計画地の位置は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり江東区有明一丁目9番にあり、計画地面積は約36,600m²である。

また、計画地の西側には、体操（オリンピック）及びボッチャ（パラリンピック）のための有明体操競技場、自転車競技（BMX）のための有明BMXコースが整備される計画である。

7. 有明アリーナの計画の目的及び内容





7.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である東京臨海副都心の有明北地区地区計画に位置づけられている。東京臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改訂」（平成26年12月 東京都）では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共共益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

平成27年8月1日現在の江東区の人口は約50万人であり、世帯数は約25万世帯である。¹

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区有明一丁目においては昼間人口が夜間人口に比べてやや高い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明一丁目においては運輸業、郵便業の事業所が17事業所、運輸業、郵便業の従業者数が約1千人となっている。³

¹出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成27年11月1日参照 江東区ホームページ）
<https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20150801.pdf>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年11月1日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成27年11月1日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

7.2.3 事業の基本構想

(1) 後利用の方向性

後利用の方向性は、以下のとおりである。

○共通コンセプト

- ・大会後も、都民、国民の貴重な財産として末永く親しまれ有効活用される施設としていく。

○有明アリーナの後利用の方向性

- ・国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設としていく。

○大会後の利用方法

<国際・国内競技大会の会場>

- ・各種競技の国内外の主要大会（ワールドカップや日本選手権など）の会場として活用していく。

<各種イベント等の会場>

- ・10,000席を超える観客席を活用し、スポーツ利用に加え、コンサートなど各種イベントの会場として活用していく。

<多様なニーズに応える館内空間>

- ・適切な場所にレストラン、ショップ、託児スペースなどの併設を検討し、利便性を高めることにより、にぎわいの創出につなげていく。
- ・一般の観客席に加え、多様な楽しみ方ができる観覧スペースの提供を検討していく。

<コミュニティの場として活用>

- ・サブアリーナや会議室等の一般都民利用を通じて、コミュニティの活性化に貢献していく。

7.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

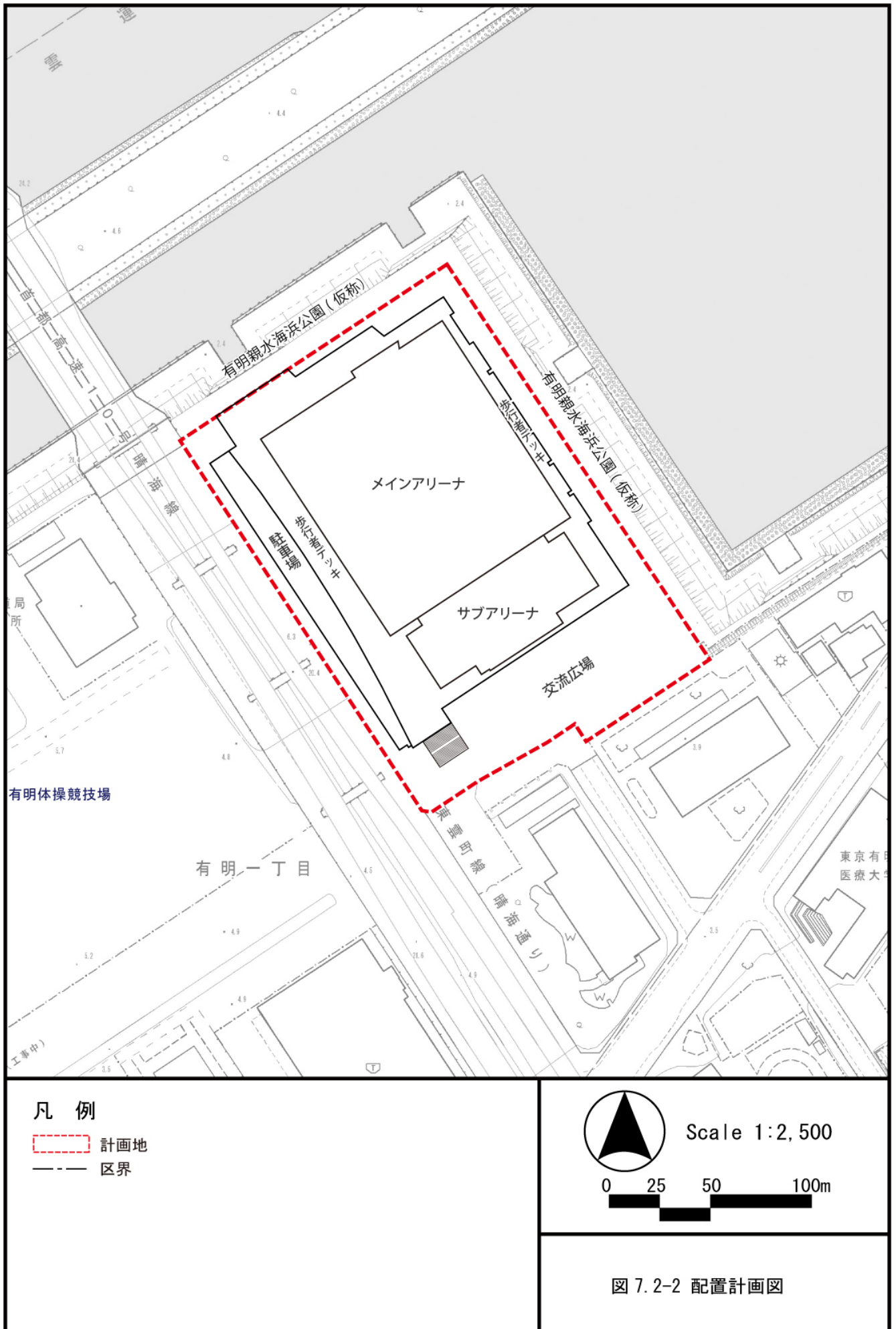
有明アリーナの配置計画図、断面図及びイメージ図は、図 7.2-2～図 7.2-4 に示すとおりである。

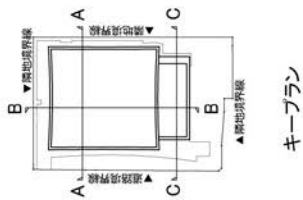
敷地北側と東側に広がる水辺空間を生かすこと、及び敷地南側の住宅市街地との調和を図る観点から、メインアリーナを北側、サブアリーナ等を南側に配置する。サブアリーナ等の南には、まとまった屋外空間として交流広場を設ける。建物外周の 2 階レベルには、敷地北西部で有明通りと繋がる歩行者デッキを設け、駐車場を敷地西側 1 階レベルに配置し、歩車分離に配慮する計画である。メインアリーナの主出入口は、歩行者デッキを通った建物 2 階北側に、サブアリーナの主出入口は、交流広場を通過して建物南側 1 階に設ける。有明親水海浜公園（仮称）へは、歩行者デッキ及び交流広場を通過してアクセスすることができる。

また、東京 2020 大会時には、屋外に仮設の運営施設等を設置する予定であるが、詳細は未定である。

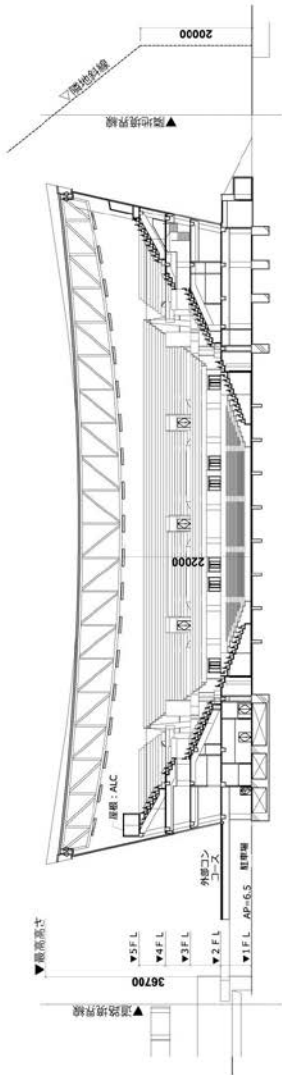
表7.2-1 有明アリーナの概要（予定）

項 目	内 容
敷 地 面 積	約 36,600m ²
建 築 面 積	約 25,400m ²
延 床 面 積	約 45,600m ²
最 高 高 さ	約 40m
階 数	地上 5 階
構 造	RC 造、一部 S 造・SRC 造
駐 車 台 数	約 150 台

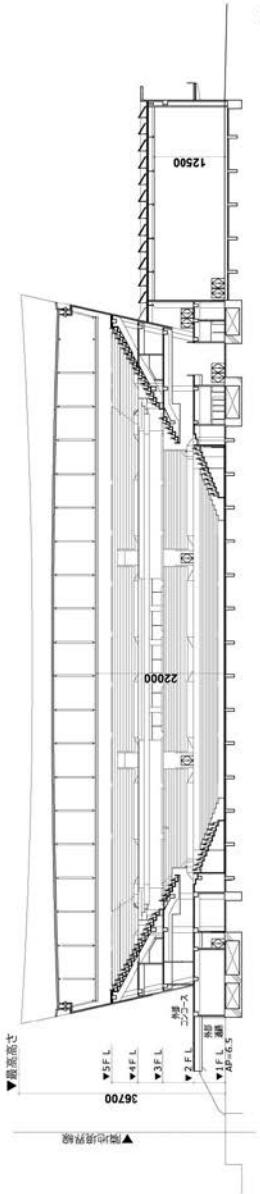




A-A 断面図



B-B 断面図



C-C 断面図

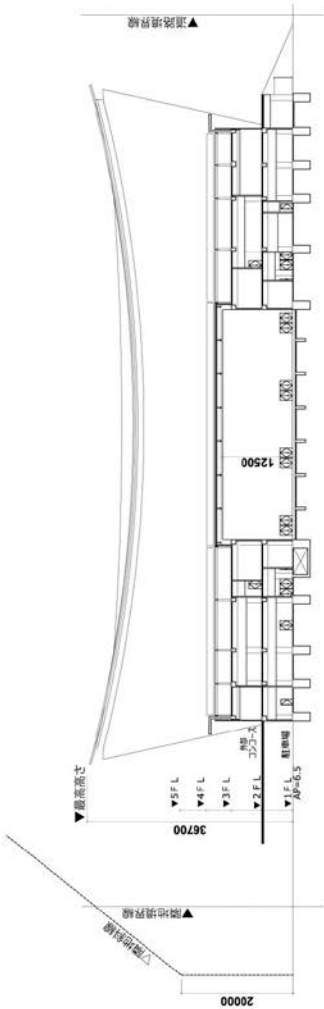


図7.2-3 断面図



図 7.2-4 イメージ図

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量は、スポーツ大会等のイベント時において、約 1,100 台（台 T.E./日）程度となる計画である。

(3) 駐車場計画

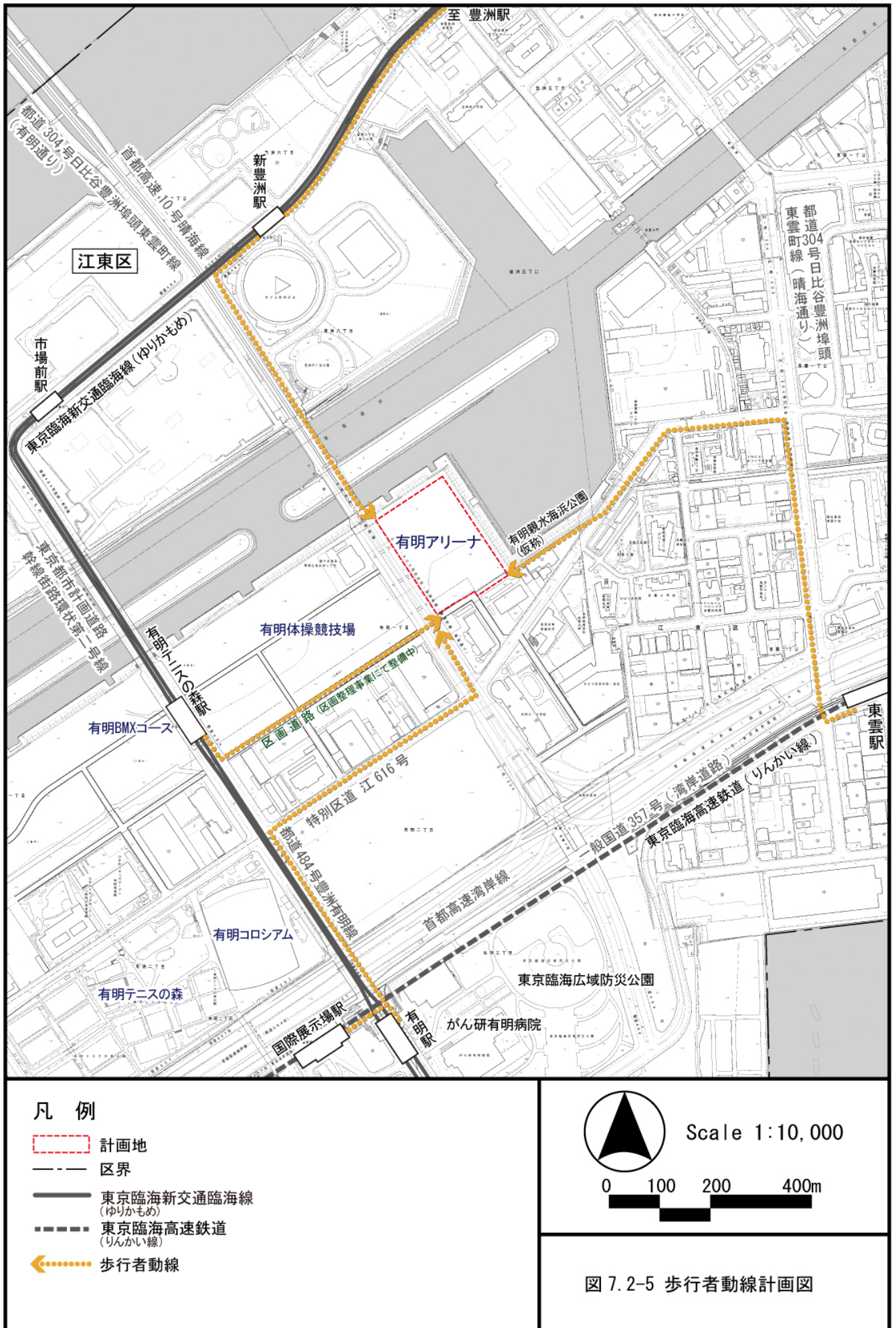
駐車場計画は、図 7.2-2（p.19 参照）に示すとおりである。駐車場は、建物西側の 2 階デッキの下部に平面駐車場（約 150 台程度）を設ける計画である。

駐車場出入口は南側の区画道路（区画整理事業で整備中）から設けることに加え、大規模イベント時の大型車両等が入出庫するための出入口を西側の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）に設ける。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 7.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）の新豊洲駅、有明テニスの森駅及び有明駅、東京臨海高速鉄道（りんかい線）の東雲駅及び国際展示場駅がある。新豊洲駅や豊洲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を経て、有明テニスの森駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び新たに整備する区画道路（区画整理事業で整備中）を経て、有明駅及び国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道 江 616 号を経て、東雲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）及び有明親水海浜公園（仮称）を経て計画地へアクセスする計画である。



(5) 設備計画

上水給水設備は、敷地東側水道本管より引き込み受水槽に接続する計画である。中水は、汚水・雑排水・厨房排水を高度浄化処理し、便器洗浄水として利用する計画である。雑用水は、受水槽を地下ピットに設置し、植栽自動灌水として利用する計画である。また、雨水は、スクリーン及び沈砂槽を介して雑用水及び中水補給水として再利用する計画である。排水は、一部を中継槽よりポンプアップにて中水処理設備に移送するほかは、公共下水道へ放流する。

電力は、高圧2回線受電（本線・予備電源）とする計画である。また、最大需要電力抑制のため、都市ガスを燃料とする常用発電設備（コージェネレーション設備）の設置、電気使用量削減のため、太陽電池パネルを設置する計画である。主要熱源器は、ガスを熱源とする吸収式冷温水機とし、地中熱と太陽熱を利用する機器を組み合わせるシステムとする計画である。

(6) 廃棄物処理計画

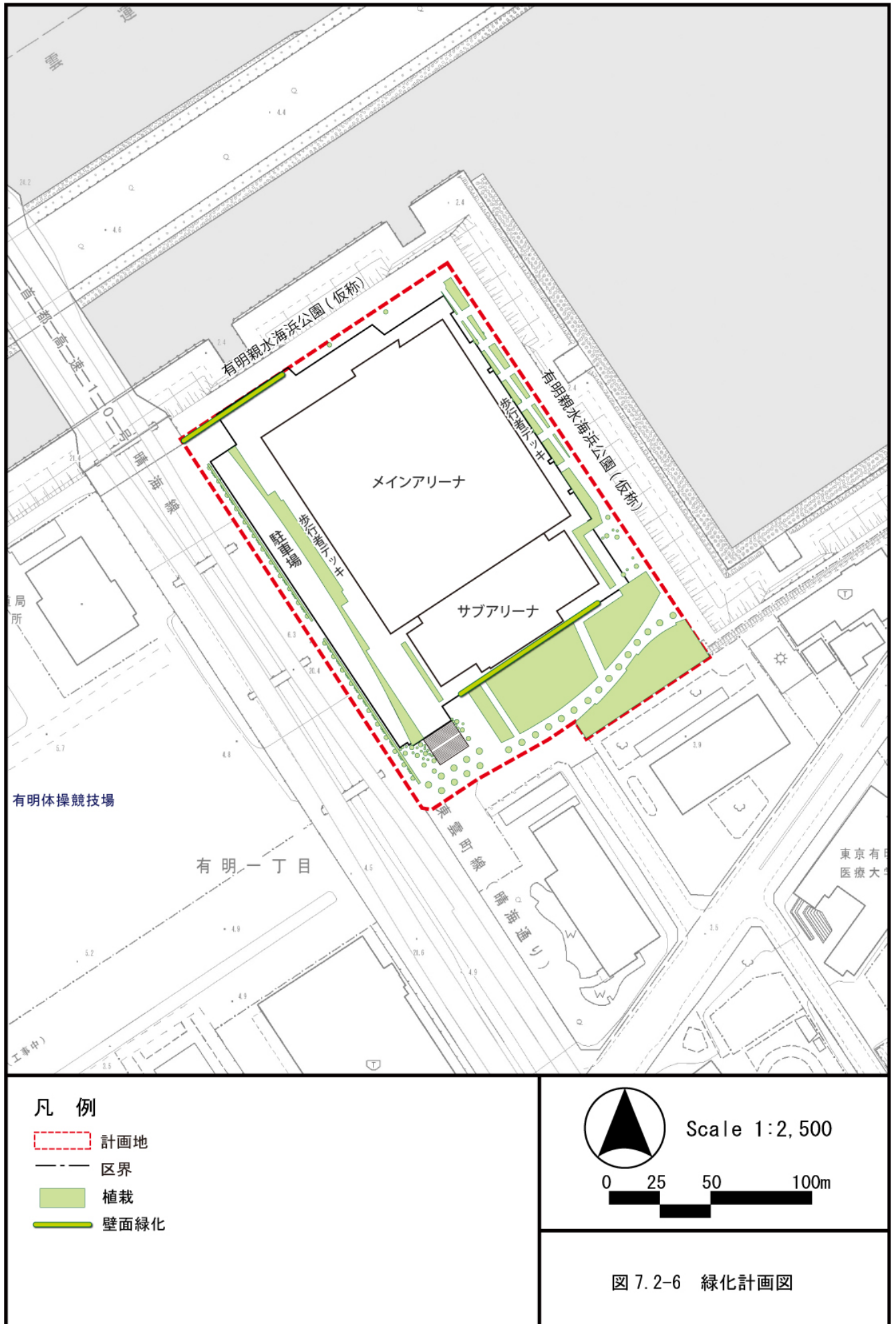
建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑化計画は、図7.2-6に示すとおりであり、江東区みどりの条例（平成11年江東区条例第36号）における緑化基準（地上部緑化面積約4,360㎡、建築物上緑化面積約2,240㎡、接道部緑化延長約220m）を満たす地上部緑化約4,360㎡、建築物上緑化約2,250㎡、接道部緑化約250mを植栽する計画である。また、「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」（平成27年3月 東京都都市整備局）で示された基準を満たす計画である。樹種は、立地条件等を踏まえ、今後具体的に検討し、地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファーとなる緑地等を行う計画である。

なお、緑化面積等は、今後の関係機関との協議により変更がありうる。



注) 緑化計画については、関係機関との協議により変更がありうる。

7.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、基本設計が終了した現時点で予定する計画であり、今後、実施設計を踏まえて変更がありうる。

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、平成 28 年度から平成 31 年度の 33 か月であり、これに準備工事を含めると 39 か月を見込んでいる。

工事工程は、表 7.2-2 に示すとおりである。

表 7.2-2 全体工事工程

工種/工事月		6	12	18	24	30	36	42
準備工事								
本体工事	杭工事等							
	掘削工事							
	基礎躯体工事							
	地上躯体工事							
	屋根鉄骨工事							
	仕上・設備工事							
	外構工事等							

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行う。また、本体工事着手前の液状化対策として、格子状地盤改良を行う。

2) 杭工事等

浅層地盤改良や山留を行い、基礎工事として、既製杭を打設する。

3) 掘削工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

4) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

5) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、地下ピット～1階床躯体構築、PCa鉄骨建方、地上鉄筋コンクリート工事及びPC段床設置工事を開始する。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行い、順次構築し、上階へ工事を進める。

6) 屋根鉄骨工事

構台を設置し、スライド工法によりメインアリーナの屋根架構造建方を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いる。

7) 仕上・設備工事（内装・設備工事、外装工事）

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

8) 外構工事等

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施する。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 7.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を通り、計画地へ出入場する計画である。なお、大型車以外の車両の一部については、計画地南側の区画道路（区画整理事業にて整備中）から出入場する。

工事用車両台数のピークは、準備工事着工後 11 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 425 台/日、小型車 35 台/日、合計 460 台/日を予定している（資料編 p.1 参照）。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 7.2-3 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表7.2-3 主な建設機械（予定）

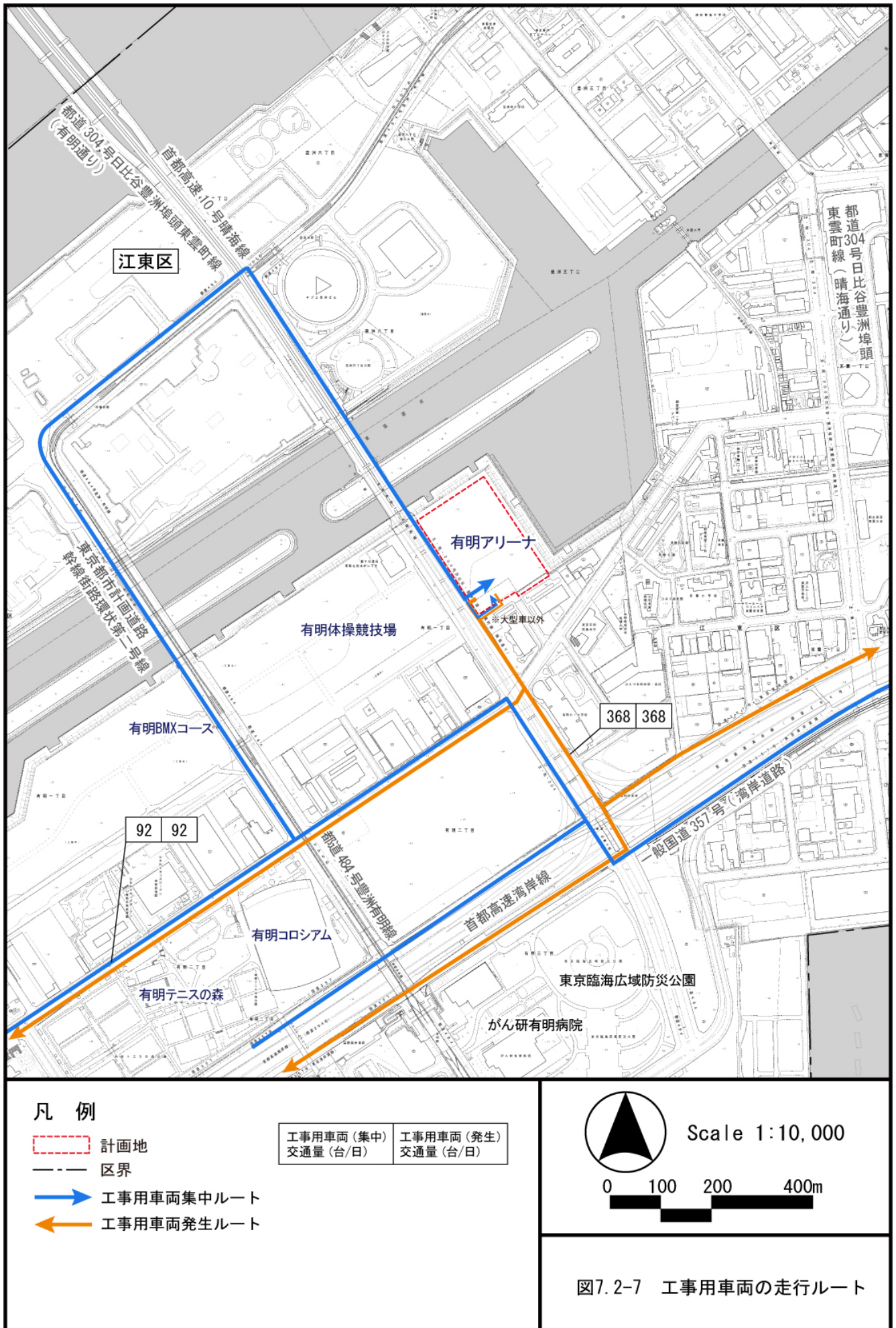
工 種	主な建設機械
準備工事	柱状地盤改良機、タイヤシャベル、バックホウ
杭工事等	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ
基礎躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
地上躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
屋根鉄骨工事	ラフタークレーン、クローラークレーン
仕上・設備工事	ラフタークレーン
外構工事等	バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャー

注)建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

7.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明アリーナは、平成 31 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設として広く一般に供用する計画である。

7. 有明アリーナの計画の目的及び内容



注) 工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

7.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 7.2-4(1)～(9)に示しておりである。

表7.2-4(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定する。 ・ 太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・ 都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画とする。 ・ 蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。 ・ 計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討する。 ・ 計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・ 基礎工事等における建設汚泥については、減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表7.2-4(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・ 建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用する計画である。 ・ 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの採用を検討する。 ・ 一部木造化・木質化を計画している。
	・ 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆ 大気汚染物質の更なる排出削減 ◆ 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆ 生活環境問題の解決	・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・ 排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用する。 ・ 工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置する。
	・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆ 市街地における豊かな緑の創出 ◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出	・ 江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,360㎡、建築物上緑化面積約2,240㎡、接道部緑化延長約220m)を満たす地上部緑化約4,360㎡、建築物上緑化約2,250㎡、接道部緑化約250mを植栽する計画としている。 ・ 地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・ 計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・ 歩行者デッキ上に緑化を行うとともに、敷地北側と南側に壁面緑化により、約2,250㎡の緑地面積を確保する計画としている。

表7.2-4(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,360㎡、建築物上緑化面積約2,240㎡、接道部緑化延長約220m)を満たす地上部緑化約4,360㎡、建築物上緑化約2,250㎡、接道部緑化約250mを植栽する計画としている。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・歩行者デッキ上に緑化を行うとともに、敷地北側と南側に壁面緑化により、約2,250㎡の緑地面積を確保する計画としている。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	・江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,360㎡、建築物上緑化面積約2,240㎡、接道部緑化延長約220m)を満たす地上部緑化約4,360㎡、建築物上緑化約2,250㎡、接道部緑化約250mを植栽する計画としている。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・歩行者デッキ上に緑化を行うとともに、敷地北側と南側に壁面緑化により、約2,250㎡の緑地面積を確保する計画としている。

表7.2-4(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	公共施設におけるみどりの創出	- 江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,360m²、建築物上緑化面積約2,240m²、接道部緑化延長約220m)を満たす地上部緑化約4,360m²、建築物上緑化約2,250m²、接道部緑化約250mを植栽する計画としている。 - 地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 - 計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 - 歩行者デッキ上に緑化を行うとともに、敷地北側と南側に壁面緑化により、約2,250m²の緑地面積を確保する計画としている。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	- 活力と魅力ある「水の都」づくり - 河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生	- 形態を工夫し素材感のある外壁とする。 - ボリュームの小さいサブアリーナを南側とし、メインアリーナを北側とすることで、敷地南側の近隣マンションへの圧迫感を軽減する。 - 通り沿いやデッキの緑化を積極的に行うことで、緑のネットワークを形成し、公園・水辺へと緑をつなぐ - 地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園(仮称)まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファー(緩衝帯)となる緑地を整備する。
東京都廃棄物処理計画 ＜平成23年度-平成27年度＞ (平成23年6月)	3R施策の促進 - 適正処理の促進	- 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 - 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

表7.2-4(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する	・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設汚泥については、減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表7.2-4(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定する。 ・太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画とする。 ・蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討する。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設汚泥については、減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表7.2-4(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用する計画である。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの採用を検討する。 ・一部木造化・木質化を計画している。
江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)	本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。 ・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること ・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること ・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること ・都市環境を意識したまちをつくること ・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること	・形態を工夫し素材感のある外壁とする。 ・ボリュームの小さいサブアリーナを南側とし、メインアリーナを北側とすることで、敷地南側の近隣マンションへの圧迫感を軽減する。 ・通り沿いやデッキの緑化を積極的に行うことで、緑のネットワークを形成し、公園・水辺へと緑をつなぐ ・地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファー（緩衝帯）となる緑地を整備する。

表7.2-4(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	本計画の基本方針として、以下を設定している。 ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う	・江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,360㎡、建築物上緑化面積約2,240㎡、接道部緑化延長約220m)を満たす地上部緑化約4,360㎡、建築物上緑化約2,250㎡、接道部緑化約250mを植栽する計画としている。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・歩行者デッキ上に緑化を行うとともに、敷地北側と南側に壁面緑化により、約2,250㎡の緑地面積を確保する計画としている。
江東区一般廃棄物処理基本計画 (平成24年3月)	基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値：平成22年度 752 g → 平成33年度 717 g 基本指標2 区民1人あたり1日の区収集ごみ量(g/人日) 平成22年度 567 g → 平成33年度 531 g 基本指標3 資源化率 平成22年度 25.6% → 平成33年度 27.3% 基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成22年度 68.2% → 平成33年度 71.2% ※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成33年度までに71.2%まで改善することを目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

表7.2-4(9) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区分別収集計画 (平成25年6月)	本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。 容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
KOTO低炭素プラン 江東区地球温暖化対策実行計画 (平成22年3月)	環境基本計画のさまざまな分野に盛り込まれた温暖化対策等を「KOTO低炭素プラン(江東区地球温暖化対策実行計画)」として改めて整理するとともに、取り組むべき具体的な行動内容を示すことで、区民・事業者・区の連携と協力を推進し、削減目標の達成を目指していくものである。 [地球環境貢献目標] (H17(2005)年度比) ◆短期目標：平成26年度までに -10% ◆中期目標：平成32年度までに -20% ◆長期目標：平成62年度までに -80%	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定する。 ・太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、太陽光発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画とする。 ・蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討する。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。

7.3 有明アリーナの計画の策定に至った経過

有明アリーナは、立候補ファイルにおいて、オリンピックのバレーボール、パラリンピックのシッティングバレーボール会場として利用するため、新設する計画とされた。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととして、平成26年12月に「新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザリー会議」を設立し、東京都が新規に整備する恒久施設等が都民共通の貴重な財産として、大会後も有効活用されるよう、幅広い知見を持つ専門家から意見を求め、後利用の方向性についてブラッシュアップを図ることを目的として、検討を進めてきた。

平成27年6月に、前述のアドバイザリー会議の意見を踏まえた、東京都としての後利用の方向性をまとめ、有明アリーナについては、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設として新設することとなった。

さらに、平成27年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、平成27年10月に外部の専門的知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、有明アリーナの基本設計について意見を聴取した。

7. 有明アリーナの計画の目的及び内容